

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月10日

横浜市契約事務受任者  
教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
高架水槽塗装洗浄他修繕
- 2 履行(納品)場所  
横浜市青葉区すすき野3丁目4番地3号  
横浜市立すすき野中学校
- 3 契約日  
令和6年3月18日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年3月25日～令和6年3月27日
- 5 契約金額  
650,100円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)  
三ツ矢設備工業株式会社  
横浜市西区久保町4-12
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
高架水槽内部に藻が発生し、飲み水として水道が使用できない衛生状態が続くと生徒の健康に支障をきたす恐れがあることから、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課  
教育施設課